



発行 東京都

目次

- 規則
 - 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則……(福祉保健局健康安全部食品監視課)……一
 - 特定商取引に関する法律による行政処分(二件)
 - ……(生活文化局消費生活部取引指導課)……一
 - 建築基準法による一団地の区域……
 - ……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……二
 - 建築基準法による意見の聴取……
 - ……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……二
 - 建築基準法による一団地の区域の認定取消し(二件)……
 - ……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……二
 - 建築基準法による一団地の区域……(同)……二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……三
 - 争議行為の予告……
 - ……(産業労働局雇用就業部労働環境課)……四

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十三年三月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

東京都規則第十一号

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第百二十三号)の一部を次のように改正する。別表第二中「神奈川県」を「神奈川県 富山県」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第三百十八号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。平成二十三年三月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 被処分者

- (一) 名称 株式会社イーライフ
 - (二) 代表者氏名 田中 義紀
 - (三) 主たる事務 大阪府大阪市淀川区東三国五丁目十三所の所在地 番九号
- 二 処分年月日 平成二十三年二月十日
- 三 処分の内容

平成二十三年二月十一日から平成二十四年二月十日までの間(十二箇月間)次の行為を停止する。

- (一) 法第二条第一項に規定する訪問販売の契約の締結について勧誘すること。
- (二) 前記(一)の訪問販売に係る契約の申込みを受けること。
- (三) 前記(一)の訪問販売に係る契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

東京都告示第三百十九号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。平成二十三年三月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 被処分者

- (一) 名称 株式会社新日本商事
 - (二) 代表者氏名 高田 菊夫
 - (三) 主たる事務 埼玉県戸田市本町二丁目十番一号山の所在地 昌ビル3F
- 二 処分年月日 平成二十三年二月二十三日
- 三 処分の内容

- 平成二十三年二月二十四日から同年八月二十三日までの間(六箇月間)次の行為を停止する。
 - (一) 法第二条第一項に規定する訪問販売の契約の締結について勧誘すること。
 - (二) 前記(一)の訪問販売に係る契約の申込みを受けること。
 - (三) 前記(一)の訪問販売に係る契約を締結すること。
- 四 適用条項 法第八条第一項

規則

公告

東京都多摩建築指導事務所長

伊藤 達也

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小平市津田町二丁目千四百九十一番 平成二十三年三
一から同番三まで、千五百二十三番 月四日
六、千五百二十六番百三十四から同
番百四十四まで、同番三百十二、同
番三百十六、同番三百二十、同番三
百二十一及び同番三百二十四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課

◎東京都告示第三百二十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区塩浜一
丁目十番二の一部)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 砒素及びその化合物

別図

<支点>
支点は、江東区塩浜一丁目十番2の敷地境界の北
端に設置してある金属びょうから、南方向に
72.33m、東方向に8.23m移動した地点とする。

<格子の回転角度> 40.7°
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南
北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間
隔で引いた線により形成された格子を、支点を中
心として右回りに回転した角度を示す。

